

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年11月25日（平成28年（行情）諮問第692号）

答申日：平成29年1月31日（平成28年度（行情）答申第703号）

事件名：特定事件番号の答申書に記載の「更に該当するもの」に該当する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年度（行情）答申第160号において「更に該当するもの」に該当する文書の全て。 * 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月29日付け閣安保第521号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「平成28年度（行情）答申第160号において『更に該当するもの』に該当する文書の全て。 * 『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」との行政文書開示請求に対して、処分庁において、法9条2項に基づき、原処分を行ったところ、審査請求人から、不開示決定の取消しを求めて審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、「改めて関連部

局を探索の上、発見に努めるべきである」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

4 結語

以上のとおり、本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月20日 審議
- ④ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成28年度（行情）答申第160号（以下「別件答申」という。）における「更に該当するもの」に該当する文書の全てである。

別件答申においては、「『平成26年度以降に係る防衛計画の大綱』策定の庶務担当部局が、その業務のために行政文書ファイルにつづった文書の全て」との開示請求に対し、諮問の対象となった一部開示決定で特定された29文書に加え、審査会による審査の過程で明らかとなった第222回安全保障会議の開催通知等の文書（以下「現大綱関連文書」という。）を特定し、改めて開示決定等をすべきであるとされた。さらに、同答申においては、29文書及び現大綱関連文書以外に、処分庁において更に調査を行った上で、同開示請求に「更に該当するもの」があれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであるとされた。

本件開示請求は、別件答申における「更に該当するもの」に該当する文書（本件対象文書）を求めるものであり、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、別件答申に係る諮問の対象となった開示請求に該当する文書として、上記1の29文書及び現大綱関連文書が存在することが明らかになっていることから、それ以外の文書で当該開示請求に該当する文書が存在しないか、処分庁内の書庫・書架、パソコン上のフ

ファイル等の探索を行ったが、該当するものを見つけることはできなかったとのことであった。

(2) 別件答申及び本件開示請求を受けて処分庁内で調査を行ったが、「更に該当するもの」は存在せず、本件対象文書を保有していないので不存在により不開示の原処分を行った旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、内閣官房国家安全保障局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣官房国家安全保障局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久